

議案第 63 号

日進市休日急病診療所条例の廃止について

日進市休日急病診療所条例を別紙のとおり廃止する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

日進市長 萩 野 幸 三

提案理由

この案を提出するのは、平成 30 年 4 月 1 日から休日急病診療所の事業を一般社団法人東名古屋医師会に移管することに伴い、日進市休日急病診療所条例を廃止する必要があるからであります。

日進市休日急病診療所条例を廃止する条例

平成 年 月 日  
 条 例 第 号

日進市休日急病診療所条例（平成9年日進市条例第30号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
 （日進市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 日進市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年日進町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条、第7条関係)				別表(第2条、第7条関係)			
区分	報酬		旅費	区分	報酬		旅費
略			略	略			略
略			旅費条 例に規定 する8級 の職務に ある者の 相当額	略			旅費条 例に規定 する8級 の職務に ある者の 相当額
予防接種健康 被害調査委員 会委員	日額	10,000円		予防接種健康 被害調査委員 会委員	日額	10,000円	
略				休日急病診療 所運営協議会 委員	日額	7,000円	
略				略			